

# いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 11 月 15 日策定  
令和 3 年 12 月 17 日改定  
令和 5 年 6 月 23 日改定  
いわき市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、地理的条件の制約が大きい中山間地域や広域多核分散型の都市構造による市街化区域近郊など、地域の実情や担い手不足等による農地の遊休化が見られていることから、その発生防止・解消に努める一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの）に基づいて農地中間管理機構と十分連携しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。

このような観点から、各地域が持つ強みを活かしながら、活力ある本市農業を構築するため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域における話し合いのきっかけづくりや担い手との情報交換など、日常的な活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が全市的に進んでいくよう、いわき市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定するいわき市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	7,922ha	442ha	5.6%
目 標 (令和6年3月)	7,477ha	317ha	4.2%

注1：「管内の農地面積（A）」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記載したものである。

注2：「遊休農地面積（B）」は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記載したものである。

#### 【目標設定の考え方】

平成30年7月から、推進委員の活動を開始し、今後、農地の所有者に対する指導・助言に努め、遊休農地の解消と発生防止を鋭意図していくことにより、遊休農地の割合を現状と同割合に維持することを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員の担当区域制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 市耕作放棄地対策協議会との連携について

利用状況調査の結果を受け、市耕作放棄地対策協議会と連携し、遊休

農地の解消と発生防止に向けた取り組みを行う。

- ③ 農地中間管理機構との連携について  
利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ④ 非農地判断について  
利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	7,620ha	2,007.4ha	26.3%
目 標 (令和6年3月)	7,290ha	2,616.0ha	35.9%

注1：「管内の農地面積（A）」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載したものである。

注2：「集積面積（B）」は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記載したものである。

#### 【目標設定の考え方】

平成30年7月から、推進委員の活動を開始し、今後、担い手への農地利用集積を鋭意図っていくことにより、令和11年度の集積率68%を目標とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構及びJA等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の

廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを行う。

④ 所有者等が存在しない、または特定できない農地の取り扱い

所有者等が存在しない、または特定できない農地については、公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和3年3月)	27 経営体
目 標 (令和6年3月)	57 経営体

【目標設定の考え方】

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げる「年間10人の新規就農者の確保」に準じたものである。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握するとともに、具体的な課題やニーズを明らかにし、いわき地域就農支援センターをはじめとする関係機関との連携を図っていく。

- ② 新規就農フェア等への参加について  
市及びJA等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。
- ③ 企業等の参入の推進について  
担い手が不足している地域では、企業等の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構と連携して、積極的に企業等の参入を推進する。
- ④ 農業委員会のフォローアップ活動について  
農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受け入れ体制の整備を図るとともに、継続的なフォローアップを行う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

いわき市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、いわき市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力